

「農薬の登録申請書等に添付する資料等について」の運用について

(平成14年1月10日付け13生産第3988号)

- 一部改正 平成17年3月16日 16消安第9263号
- 一部改正 平成19年4月2日 18消安第14854号
- 一部改正 平成22年4月1日 21消安第14388号
- 一部改正 平成25年5月31日 25消安第682号
- 一部改正 平成28年10月31日 28消安第3223号

(別紙)

## 「農薬の登録申請書等に添付する資料等について」の運用について

### 1. 農薬の物理的化学的性状に関する資料

- (1) 本資料は、申請に係る農薬の剤型の種類ごとに外観（色調を含む。）及び別表1の「検査項目」の欄に掲げる項目について実施された検査結果が記載された「農薬の物理的化学的性状に関する検査結果報告書」及びその添付資料とする（別記様式第1号）。なお、当該農薬の性状等からみて別表1に掲げられた検査項目に係る検査の実施が困難であること等合理的な理由がある場合には、当該検査結果の記載を要しない。
- (2) 申請に係る農薬の剤型が別表1の「剤型の種類」の欄に含まれない場合にあっては、当該申請に係る農薬の物理的化学的性状を規定する上で必要と考えられる検査項目について検査を実施するものとする。

### 2. 農薬の経時安定性に関する資料

本資料は、申請に係る農薬の経時安定性に関する検査結果が記載された「農薬の経時安定性に関する検査結果報告書」及びその添付資料とする（別記様式第2号）。

### 3. 農薬の組成、製造方法等に関する資料

本資料は、申請に係る農薬の製造工程において添加される農薬原体及び補助成分等の名称、含有量、農薬の製造方法及び製造工程の詳細等が記載された「農薬の組成、製造方法等に関する報告書」及びその添付資料とする（別記様式第3号）。

### 4. 農薬の水産動植物被害予測濃度に関する資料

- (1) 本資料は、申請にかかる農薬の有効成分等の水産動植物被害予測濃度（以下「水産P E C」という。）が記載された「農薬の水産動植物被害予測濃度算定結果報告書」及びその添付資料とする（別記様式第4号）。

(2) 水産P E Cの算定は、

- ① 当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等がその使用に係る農地に混入し、又は河川等の水系に流出するおそれがないと認められる場合  
② 当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により、安全と認められる場合

のいずれかに該当する場合には省略できるものとし、本報告書に代えてその旨が記載された資料を提出することができるものとする。なお、①又は②として次に掲げる場合等がこれに該当する。

(①に該当する場合)

- ア 誘引剤等当該農薬の成分物質が封入された状態で使用される場合
- イ 忌避剤、殺そ剤、ナメクジ駆除剤等配置して使用される場合
- ウ 適用農作物に塗布し、又は適用農作物の樹幹に注入して使用される場合
- エ 倉庫、ビニールハウス等の施設内でのみ使用される場合
- オ エアゾル剤等一度に広範囲かつ多量に使用されることがない場合
- カ 粉衣など種子等に直接付着させて使用される場合

(②に該当する場合)

当該農薬の有効成分が食品等において一般に広く利用されており水産動植物に対し安全であることが公知である場合

(3) 水産P E Cは、登録申請された使用方法に基づき、使用場面（水田に使用する場合（水田使用）と水田以外に使用する場合（水田以外使用））算定する。なお、使用場面ごとに最も水産P E Cが高くなる使用方法について算定されていれば、他の使用方法での算定は省略することができるものとする。

## 5. 農薬の水質汚濁予測濃度に関する資料

(1) 本資料は、申請にかかる農薬の有効成分等の水質汚濁予測濃度（以下「水濁P E C」という。）が記載された「農薬の水質汚濁予測濃度算定結果報告書」及びその添付資料とする（別記様式第5号）。

(2) 水濁P E Cの算定は、

- ① 当該農薬の剤型、使用方法等からみて、当該農薬の成分物質等がその使用に係る農地に混入し、又は河川等の水系に流出するおそれがないと認められる場合
- ② 当該農薬の成分物質等の種類等からみて、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により、安全と認められる場合

のいずれかに該当する場合には省略できるものとし、本報告書に代えてその旨が記載された資料を提出することができるものとする。なお、①又は②として次に掲げる場合等がこれに該当する。

(①に該当する場合)

- ア 誘引剤等当該農薬の成分物質が封入された状態で使用される場合
- イ 忌避剤、殺そ剤、ナメクジ駆除剤等配置して使用される場合
- ウ 適用農作物に塗布し、又は適用農作物の樹幹に注入して使用される場合
- エ 倉庫、ビニールハウス等の施設内でのみ使用される場合
- オ エアゾル剤等一度に広範囲かつ多量に使用されることがない場合
- カ 粉衣など種子等に直接付着させて使用される場合

(②に該当する場合)

当該農薬の有効成分が食品等において一般に広く利用されており安全であることが公知である場合

(3) 水濁P E Cは、登録申請された使用方法に基づき、使用場面算定する。なお、使用場面ごとに最も水濁P E Cが高くなる使用方法について算定されていれば、他の使用方法での算定は省略することができるものとする。

## 6. 農薬の見本に関する資料

(1) 本資料は、申請に係る農薬の見本の有効成分含有量の検査結果、検査方法等が記載された「農薬の見本の検査結果報告書」及びその添付資料とする（別記様式第6号）。

(2) 有効成分含有量の検査方法の選定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ア 検査方法は、特殊な熟練を要する技術を必要とせず、広く一般の分析技術者が実施可能な簡便な方法であること
- イ 検査方法は、農薬中のその他の成分等の影響を受けることなく、有効成分を特異的に定量できる方法であること
- ウ 精度が高く、かつ、高い回収率が得られる方法であること

(3) 検査（分析）は、少なくとも5回行うものとする。ただし、試料の分析点数の取り方等について、それがCIPAC法として認められている場合に限り、様式に必ずしも合致しなくてもよい。

## 7. 農薬の見本について

農薬の見本を提出する際の容器のラベルに記載すべき事項は、別添1「農薬の見本の容器のラベルについて」において定めるものとする。

## 附則（平成25年5月31日）

この通知による改正は、平成25年5月31日以降に提出される農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績について適用する。

## 附則（平成28年10月31日）

1. この通知による改正後の規定は、平成29年4月1日（以下「適用日」という。）以降に行う農薬の登録申請の際に提出する資料について適用する。
2. 前項の規定にかかわらず、「農薬の登録申請に係る試験成績について（平成12年11月24日付け12農産第8147号農林水産省農産園芸局長通知）の一部改正について」（平成28年10月31日付け28消安第3220号農林水産省消費・安全局長通知。以下「改正通知」という。）附則第2項の規定を適用する場合にあっては、適用日前に行われる農薬の登録申請の際に提出される資料について、この通知による改正後の規定を適用することとする。
3. 第1項の規定にかかわらず、改正通知附則第7項の規定を適用する場合にあっては、なお従前の例によることとする。

(別表1)

剤型の種類	検査項目
粉剤	粉末度、見掛け比重、水分含量、浮遊性指数、平均粒径、0.01mm以下の粒子の割合、流動性、pH
粒剤	粒度、見掛け比重、水中崩壊性、崩壊性、水分含量、pH
粉粒剤	粒度、見掛け比重、崩壊性、安息角、水分含量、pH
粉末	粉末度、見掛け比重、水分含量、pH
水和剤	粉末度、見掛け比重、水和性、懸垂率、粘度、比重、pH、原液安定性、希釀液安定性、粒度
水溶剤	粉末度、見掛け比重、水溶解性、水中分散率、pH
乳剤	原液安定性、希釀液安定性、比重、pH
液剤	原液安定性、希釀液安定性、比重、pH
油剤	原液安定性、比重
エアゾル剤	火炎長、内圧、噴射ガス漏えいの有無、噴射状態、危険物の区分
マイクロカプセル剤	類似の性状の剤型における検査項目、マイクロカプセルの形状、平均粒径、膜厚
ペースト剤	臭気、稠度、pH
くん煙剤	大きさ、重量、発煙性、粉末度、見掛け比重、発煙時間
くん蒸剤	臭気、比重、粘度、引火性、爆発性、蒸発残査
塗布剤	臭気、稠度、pH
微量散布剤	原液安定性、比重、粘度
マシン油乳剤	希釀液安定性、比重(15/4 °C)、粘度(CSt、40 °C)、流動点(°C)、全酸価(mgKOH/g)、アニリン点(°C)、非硫酸化度(V/V%)、蒸留性状(°C 1013hPa) <50%留出温度(°C)、10 ~ 90%留出温度幅>、カーボンタフ(%CP)、pH
展着剤	原液安定性、pH、比重、表面張力

- 注1 農薬を水溶性フィルム等で包装しそのままの形態で使用し、又は散布液の調製に用いる製剤については、該当する剤型の検査項目のほかに包装した状態での外観、重量、物理的強度、溶解性及び包装材の物理的化学的性状についても検査を実施し、その結果を記載すること。
- 2 タブレット状、球状等固形の農薬で水田等に直接投げ入れて使用するものについては、外観、大きさ、重量、水中崩壊性及び物理的变化（割れ、表面剥離崩壊性等を経時的に調査したもの）についても検査を実施し、その結果を記載すること。
- 3 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）で危険物として規制されている品目を含有する農薬のうち、消防法で定める危険物保安技術協会の「危険物データベース」に登録されている農薬にあっては「登録確認書」を、「危険物データベース」に登録されていない農薬にあっては危険物に該当するか否かを確認できる内容を記載した資料（危険物の規制に関する政令で規定する試験の成績等）を添付すること。

農薬の物理的化学的性状に関する検査結果報告書

年　月　日

申請者の氏名  
〔法人の場合にあっては、その  
名称及び代表者の氏名〕

1. 農薬の種類

2. 農薬の名称

3. 検査責任者の氏名及び所属

4. 検査結果

検査項目	検　查　結　果	検査（測定）の方法

（日本工業規格A4）

備考　検査結果は、別表1に掲げる検査項目ごとに、その結果及び検査（測定）の方法を具体的に記載すること。作成にあたっては別添2を参考にすること。

(別記様式第2号)

農薬の経時安定性に関する検査結果報告書

年　月　日

申請者の氏名 法人の場合にあっては、その  
名称及び代表者の氏名

1. 農薬の種類
2. 農薬の名称
3. 検査責任者の氏名及び所属
4. 温度条件
5. 検査方法（試料量、検査対象容器の種類 等）
6. 検査結果

経過時間	開始時		1か年(1か月)		2か年(2か月)		
試料番号	製造年月日	初期値	分析値	分解率	分析値	分解率	
1		%	%	%	%	%	
2							
3							

  

平均値							
外観等							
容器の状態							

- 備考1 初期値及び分析値の欄は、有効成分の含有率を記載すること。  
2 外観等の欄は、農薬の色調、外観、状態、再分散性等を記載すること。  
3 カッコ内の月数は、40°Cで実施した場合の経過時間を示す。

7. 結果の考察  
(有効期間中において予想される農薬の状態について言及すること。)

(別記様式第3号)

農薬の組成、製造方法等に関する報告書

年　月　日

申請者の氏名  
〔法人の場合にあっては、その  
名称及び代表者の氏名〕

1. 農薬の種類

2. 農薬の名称

3. 有効成分の名称

	和　名	英　名
一般名		
化学名		

4. 農薬の組成

区 分	種類	名 称	含有量 (%)
有効成分	農薬原体		
補助成分 (その他の成分)			
合 計			100.0

備考 1 製造工程において、意図的に添加される物質について記載すること。

2 有効成分の名称は、一般名を記載すること。

3 農薬原体の含有量(%)は、農薬の見本中の農薬原体の仕込量(%)を記載することとし、農薬原体中の有効成分の含有量(%)をカッコ書きで併記すること。

4 補助成分の種類は、その包括的名称(界面活性剤、有機溶媒、鉱物質微粉、色素等)を記載すること。

5 補助成分の名称は、その慣用名(最も一般的な呼称)を記載すること。

6 補助成分の名称ごとに細説(化学名、商品名、CAS番号、経済産業省既存化学物質コード番号、使用目的、製造会社、製品規格、関係法令の指定又は規制等)、分析方法及び分析結果を添付すること。

5. 農薬の製造方法及び製造工程

(製造方法は、フローシート様式で記載するものとし、製造工程における各処理(混合、粉碎、造粒、乾燥等)を、農薬原体(プレミックスを含む。)及び各補助成分の投入ポイントが分かるように記載すること。)

農薬の水産動植物被害予測濃度算定結果報告書

年　月　日

申請者の氏名  
〔法人の場合にあっては、  
その名称及び代表者の氏名〕

1. 農薬の種類

2. 農薬の名称

3. 有効成分の名称及び含有量

4. 水産動植物被害予測濃度算定結果

(1) 第1段階算定結果

算定対象物質	使用場面	使用方法	算定結果		
			2日間	3日間	4日間
	水田使用				
	水田以外使用				
<hr/>					
<hr/>					

備考1：使用方法欄には、適用作物、防除方法、施用法、使用量等を記載すること。

2：算定の対象とならない項目には「該当無し」と記入すること。

3：算定対象物質が複数ある場合は、算定対象物質ごとに記載すること。

(2) 第2段階算定結果

算定対象物質	使用場面	使用方法	算定結果		
			2日間	3日間	4日間
	水田使用				
	水田以外使用				

- 備考 1：使用方法欄には、適用作物、防除方法、施用法、使用量等を記載すること。  
 2：算定の対象とならない項目には「該当無し」と記入すること。  
 3：算定対象物質が複数ある場合は、算定対象物質ごとに記載すること。

(3) 第3段階算定結果

算定対象物質	使用場面	使用方法	算定結果		
			2日間	3日間	4日間
	水田使用				

- 備考 1：使用方法欄には、適用作物、防除方法、施用法、使用量等を記載すること。  
 2：算定の対象とならない項目には「該当無し」と記入すること。  
 3：算定対象物質が複数ある場合は、算定対象物質ごとに記載すること。

5. 添付資料

算定過程報告書（各段階予測濃度について、算定に用いたデータ、算定過程が記載されていること。）

農薬の水質汚濁予測濃度算定結果報告書

年　月　日

申請者の氏名  
〔 法人の場合にあっては、  
その名称及び代表者の氏名 〕

1. 農薬の種類

2. 農薬の名称

3. 有効成分の名称及び含有量

4. 水質汚濁予測濃度算定結果

(1) 第1段階算定結果

算定対象物質	使用場面	使用方法	算定結果
	水田使用		
	水田以外使用		

備考1：使用方法欄には、適用作物、防除方法、施用法、使用量、使用回数等を記載すること。

2：算定の対象とならない項目には「該当無し」と記入すること。

3：算定対象物質が複数ある場合は、算定対象物質ごとに記載すること。

(2) 第2段階算定結果

算定対象物質	使用場面	使用方法	算定結果
	水田使用		
	水田以外使用		

備考1：使用方法欄には、適用作物、防除方法、施用法、使用量、使用回数等を記載すること。

2：算定の対象とならない項目には「該当無し」と記入すること。

3：算定対象物質が複数ある場合は、算定対象物質ごとに記載すること。

(3) 第3段階算定結果

算定対象物質	使用場面	使用方法	算定結果
	水田使用		
	水田以外使用		

備考1：使用方法欄には、適用作物、防除方法、施用法、使用量、使用回数等を記載すること。

2：算定の対象とならない項目には「該当無し」と記入すること。

3：算定対象物質が複数ある場合は、算定対象物質ごとに記載すること。

5. 添付資料

算定過程報告書（各段階予測濃度について、算定に用いたデータ、算定過程が記載されていること。）

農薬の見本の検査結果報告書

年　月　日

申請者の氏名 法人の場合にあっては、その  
名称及び代表者の氏名

1. 農薬の種類

2. 農薬の名称

3. 検査結果の概要

n	分析値（含有量（%））
1	
2	
3	
4	
5	
.	
.	
平均値 ( $\bar{x}$ )	
標準偏差 ( $\delta$ )	
変動係数 (%)	

4. 添付資料

（別紙参照）

（日本工業規格 A 4）

(別紙)

## 1. 添付資料

- (1) ガスクロマトグラフ (G C)、高速液体クロマトグラフ (H P L C)、分光光度法等により分析を行った場合は、当該分析に係る検量線
- (2) G C 又は H P L C により分析を行った場合は、その検量線作成時のクロマトグラム並びに当該申請に係る農薬の見本、農薬原体、有効成分の純品、補助成分及び内標準物質の代表的クロマトグラム。いずれも平均に近い分析値の一例のものでよい。
- (3) 分析結果の計算書 (5 点の分析値が再現できるように、試料の秤量から最終計算まで具体的に記載すること。(2. 参照))
- (4) 農薬の見本の有効成分の検査において化学的定量分析を用いる場合には、検査方法の検討資料として次に掲げる事項を記載したもの。②についてはその根拠となる資料を添付すること。
  - ① 検査方法
  - ② 検査方法の原理
  - ③ 検査方法の精度に関する事項
    - ア 回収率
    - イ 繰返し精度
    - ウ その他の成分による妨害の有無
- (5) 生物検定により検査を行った場合は、当該検定方法による実測値 (阻止円直径・葉鞘長、LD50 等)
- (6) マイクロカプセル剤については、マイクロカプセル化されていない有効成分の分析結果及び分析方法を添付すること。

## 2. G C、H P L Cによる分析の場合の記載例

### ○○剤の定量分析結果の計算書

#### (1) 検量線の作成

○○純品（純度：○○%）の採取量 207.2mg/20ml メスフラスコ

内部標準物質△△の採取量 1.0475g/100ml メスフラスコ

（内部標準溶液とする。この溶液 4.00ml を用いる。）

No	○○標準溶液	○○の含有量	重量比	面積比	平均値
1	1.00ml	10.36mg	0.2473	0.2061、 0.2077	0.2069
2	2.00	20.72	0.4945	0.5083、 0.5160	0.5122
3	3.00	31.08	0.7418	0.8305、 0.8273	0.8289
4	4.00	41.44	0.9890	1.1384、 1.1525	1.1455
5	5.00	51.80	1.2363	1.4426、 1.4495	1.4461

計算式：(○○重量比) =0.7945 × (面積比) +0.0840

相関係数=0.9999

（注）重量比は ○○の重量／内部標準物質の重量、面積比は ○○の面積／内部標準物質の面積

#### (2) ○○剤の定量分析 （表示量 2.0%）

（定量分析に当たり、内部標準溶液の使用量、希釀倍率など計算上関連する事項が上記（1）と異なる場合は、その内容を明記する。）

n	採取量	面積比	平均値	重量比	○○の含有量	分析値
1	1.5043g	0.9077、 0.8975	0.9026	0.8011	33.57	2.23
2	1.5276g	0.9129、 0.9238	0.9184	0.8137	34.09	2.23
3	1.5098g	0.9054、 0.9064	0.9059	0.8037	33.68	2.23
4	1.6591g	1.0120、 1.0018	1.0069	0.8840	37.04	2.23
5	1.5074g	0.9108、 0.9115	0.9112	0.8079	33.85	2.25

### 「農薬の見本の容器のラベルについて」

農薬の見本の容器に貼り付けるラベルに記載すべき事項は、以下の様式例のとおりとする。

#### ○農薬の見本を入れる容器に貼り付けるラベルの様式例

農薬登録申請見本	
1.	登録番号
2.	農薬の種類
3.	農薬の名称
4.	申請者
5.	再登録年月日
6.	製造年月日
7.	製造場所（工場名）
8.	ロット番号
9.	有効成分の名称
10.	有効成分の含有量（表示値及び分析値）

備考 現に登録を受けている農薬であるときは、登録番号及び再登録年月日（予定日）を記載すること。

## 別添 2

「農薬の登録申請書等に添付する資料等についての運用について（課長通知）」の別記様式第1号「農薬の物理的化学的性状に関する検査結果報告書」の4. 検査結果は、以下の記載例を参考にして作成すること。

### ○一般粉剤の記載例

検査項目	検査結果	検査（測定）の方法
外観	類白色粉末	平成〇年〇月〇日付け〇農産第〇号生産局長通知及び官能検査による方法
粉末度	45 μm 以下 98.0%	昭和 35 年 2 月 3 日農林省告示第 71 号による方法
見掛け比重	0.58	同 上
水分	1.0%	平成〇年〇月〇日付け〇農産第〇号生産局長通知による方法
pH	6.0	昭和 35 年 2 月 3 日農林省告示第 71 号による方法

### ○ D L 粉剤の記載例

検査項目	検査結果	検査（測定）の方法
外観	類白色粉末	平成〇年〇月〇日付け〇農産第〇号生産局長通知及び官能検査による方法
粉末度	45 μm 以下 98.4%	昭和 35 年 2 月 3 日農林省告示第 71 号による方法
浮遊性指数	9.8	平成〇年〇月〇日付け〇農産第〇号生産局長通知による方法
平均粒径	0.0247mm	同 上
0.01mm 以下の粒子	10.3 %	同 上
見掛け比重	0.83	昭和 35 年 2 月 3 日農林省告示第 71 号による方法
流動性	4 sec	平成〇年〇月〇日付け〇農産第〇号生産局長通知による方法
pH	6.0	昭和 35 年 2 月 3 日農林省告示第 71 号による方法

○ F D 粉剤の記載例

検査検査項目	検査結果	検査（測定）の方法
外観外観	類白色粉末	平成〇年〇月〇日付け〇農産第〇号生産局長通知及び官能検査による方法
粉末粉末度	45 $\mu\text{m}$ 以下 99.8%	昭和 35 年 2 月 3 日農林省告示第 71 号による方法
浮遊浮遊性指数	99	平成〇年〇月〇日付け〇農産第〇号生産局長通知による方法
平均平均粒径	0.0021mm	同 上
見掛け見掛け比重	0.081	昭和 35 年 2 月 3 日農林省告示第 71 号による方法
pH	6.8	同 上

○粒剤の記載例

検査項目	検査結果	検査（測定）の方法
外観	淡褐色細粒 結晶の析出は認められない。	平成〇年〇月〇日付け〇農産第〇号生産局長通知及び官能試験による方法
粒度	850 ~ 1700 $\mu\text{m}$ 1.2% 500 ~ 850 $\mu\text{m}$ 48.2% 300 ~ 500 $\mu\text{m}$ 50.0% 63 ~ 300 $\mu\text{m}$ 0.2% 63 $\mu\text{m}$ 以下 0.4%	昭和 50 年 7 月 25 日農林省告示第 750 号による方法
見掛け比重	1.4	昭和 35 年 2 月 3 日農林省告示第 71 号による方法
水中崩壊性	5 分	平成〇年〇月〇日付け〇農産第〇号生産局長通知による方法
崩壊性*	ふるい分け時間 10 分 20 分 300 ~ 1700 $\mu\text{m}$ 99.2% 98.9% 106 ~ 300 $\mu\text{m}$ 0.02% 0.03% 45 ~ 106 $\mu\text{m}$ 0% 0.03% 45 $\mu\text{m}$ 以下 0.17% 0.12%	同上
水分	1.0%	同上
pH	7.2	昭和 35 年 2 月 3 日農林省告示第 71 号による方法

\* 農薬原体の毒性が比較的強いものについて測定する。

○微粒剤の記載例

検査項目	検査結果	検査（測定）の方法
外観	類白色微粒 結晶の析出は認められない。	平成〇年〇月〇日付け〇農産第〇号生産局長通知及び官能検査による方法
粒度	180 ~ 300 $\mu$ m 58.2% 125 ~ 180 $\mu$ m 34.3% 63 ~ 125 $\mu$ m 16.0% 63 $\mu$ m 以下 1.5%	昭和 50 年 7 月 25 日農林省告示第 750 号による方法
見掛け比重	1.4	昭和 35 年 2 月 3 日農林省告示第 71 号による方法
安息角	37 °	昭和 50 年 7 月 25 日農林省告示第 750 号による方法
水分	1.0 %	平成〇年〇月〇日付け〇農産第〇号生産局長通知による方法
pH	6.5	昭和 35 年 2 月 3 日農林省告示第 71 号による方法

○微粒剤 F の記載例

検査項目	検査結果	検査（測定）の方法
外観	類白色微粒及び粗粉 結晶の析出は認められない。	平成〇年〇月〇日付け〇農産第〇号生産局長通知及び官能検査による方法
粒度	150 ~ 212 $\mu$ m 25.5% 106 ~ 150 $\mu$ m 40.4% 63 ~ 106 $\mu$ m 28.3% 63 $\mu$ m 以下 4.5% 45 $\mu$ m 以下 ほとんど認められない。	昭和 50 年 7 月 25 日農林省告示第 750 号による方法
見掛け比重	1.4	昭和 35 年 2 月 3 日農林省告示第 71 号による方法
安息角	38 °	昭和 50 年 7 月 25 日農林省告示第 750 号による方法
水分	1.0 %	平成〇年〇月〇日付け〇農産第〇号生産局長通知による方法
pH	6.5	昭和 35 年 2 月 3 日農林省告示第 71 号による方法

○細粒剤Fの記載例

検査項目	検査結果	検査（測定）の方法
外観	淡褐色細粒及び微粒 結晶の析出は認められない。	平成〇年〇月〇日付け〇農産第〇号 生産局長通知及び官能検査による方法
粒度	710 $\mu$ m 以上 1.6% 710 ~ 425 $\mu$ m 85.2% 425 ~ 180 $\mu$ m 12.3% 180 ~ 63 $\mu$ m 0.9% 63 $\mu$ m 以下 ほとんど認められない。	昭和 50 年 7 月 25 日農林省告示第 750 号による方法
見掛け比重	1.4	昭和 35 年 2 月 3 日農林省告示第 71 号による方法
安息角	38 °	昭和 50 年 7 月 25 日農林省告示第 750 号による方法
崩壊性*	ふるい分け時間 10 分 20 分 710 ~ 425 $\mu$ m 85.2% 85.0% 425 ~ 180 $\mu$ m 12.3% 12.2% 180 ~ 63 $\mu$ m 0.9% 1.2% 43 $\mu$ m 以下 0% 0%	平成〇年〇月〇日付け〇農産第〇号 生産局長通知による方法
水分	1.0 %	同上
pH	6.5	昭和 35 年 2 月 3 日農林省告示第 71 号による方法

\* 農薬原体の毒性が比較的強いものについて測定する。

○粉末の記載例

検査項目	検査結果	検査（測定）の方法
外観	類白色粉末	平成〇年〇月〇日付け〇農産第〇号生産局長通知及 び官能検査による方法
粉末度	300 $\mu$ m 以下 98.0%	昭和 35 年 2 月 3 日農林省告示第 71 号による方法
見掛け比重	0.58	同 上
水分	1.0%	平成〇年〇月〇日付け〇農産第〇号生産局長通知に よる方法
pH	6.0	昭和 35 年 2 月 3 日農林省告示第 71 号による方法

○一般水和剤の記載例

検査項目	検査結果	検査（測定）の方法
外観 (錠剤の場合 : 1錠の実測値を記載する。)	類白色粉末	平成〇年〇月〇日付け〇農産第〇号生産局長通知及び官能検査による方法
粉末度	45 $\mu\text{m}$ 以下 98.0%	昭和 35 年 2 月 3 日農林省告示第 71 号による方法
見掛け比重	0.35	同 上
水和性	2.0 min	同 上
懸垂率	70.0 % 15 分後懸濁液中に油状物、沈殿などは認められなかった。	同 上
pH	6.5	昭和 35 年 2 月 3 日農水省告示第 71 号による方法

○水和剤(フロアブル, ゾル)の記載例

検査項目	検査結果	検査（測定）の方法
外観	類白色水和性粘稠懸濁液体	平成〇年〇月〇日付け〇農産第〇号生産局長通知及び官能検査による方法
原液安定性	室温 - 72 時間放置後、沈殿、分離は認められない。 -5 °C、72 時間放置後、外観、性状に変化はない。	昭和 35 年 2 月 3 日農林省告示第 71 号による方法
希釀液安定性	沈殿、分離は認められない。	同 上
比重	1.14 (25 °C)	比重びん法 (JIS K0061)
粘度	114 mPa·s (20 °C)	B型粘度計 (ロータ No.2 60rpm)
懸垂率	90.0 % 15 分後懸濁液中には油状物、沈殿などは認められない。	昭和 35 年 2 月 3 日農林省告示第 71 号による方法
pH	4.7	同 上

○粒状水和剤の記載例

検査項目	検査結果	検査（測定）の方法
外観	淡褐色細粒	平成〇年〇月〇日付け〇農産第〇号生産局長通知及び官能検査による方法
粒度	850 ~ 1700 $\mu\text{m}$ 0.1% 500 ~ 850 $\mu\text{m}$ 93.20% 300 ~ 500 $\mu\text{m}$ 6.6% 45 $\mu\text{m}$ 以下 0.1%	昭和 50 年 7 月 25 日農林省告示第 750 号による方法
見掛け比重	1.4	昭和 35 年 2 月 3 日農林省告示第 71 号による方法
水和性	2 min	同 上
懸垂率	80.0 % 15 分後懸濁液中には油状物、沈殿はほとんど認められなかった。	同 上
pH	5.6	同 上

○水溶剤の記載例

検査項目	検査結果	検査（測定）の方法
外観 (錠剤の場合 : 1錠の実測値を記載する。)	類白色粉末	平成〇年〇月〇日付け〇農産第〇号生産局長通知及び官能検査による方法
粉末度	45 $\mu\text{m}$ 以下 98.0%	昭和 35 年 2 月 3 日農林省告示第 71 号による方法
見掛け比重	0.30	同 上
水溶解性	2.0 min 15 分後、水溶液中に油状物、沈殿などは認められない。	20 °Cの硬度 3 度の水 200ml にほぐした試料をその製剤の最高使用濃度になるように加える。これをガラス棒で 1 秒 1 回の割合でかき混ぜ、液が透明になるまでの時間を測定する。
水中分散率	90 %	平成〇年〇月〇日付け〇農産第〇号生産局長通知による方法
pH	4.7	昭和 35 年 2 月 3 日農林省告示第 71 号による方法

○乳剤の記載例

検査項目	検査結果	検査（測定）の方法
外観	淡黄色油状液体 濁り、沈殿は認められない。	平成〇年〇月〇日付け〇農産第〇号生産局長通知及び官能検査による方法
原液安定性	液の分離、沈殿などは認められない。	昭和 35 年 2 月 3 日農林省告示第 71 号による方法
希釀液安定性	乳濁液は均一であり、油状物、沈殿は認められない。	同 上
pH	6.5	同 上
比重	1.04 (20 °C)	浮きばかり法 (JIS K0061)

○液剤の記載例

検査項目	検査結果	検査（測定）の方法
外観	淡黄色の油状液体 濁り、沈殿は認められない。	平成〇年〇月〇日付け〇農産第〇号生産局長通知及び官能検査による方法
原液安定性	液の分離、沈殿などは認められない。 (2 °C)	昭和 35 年 2 月 3 日農林省告示第 71 号による方法
希釀液安定性	水溶液は均一であり、油状物、沈殿などはほとんど認められない。	同 上
pH	3.5	同上
比重	1.15 (20 °C)	浮きばかり法 (JIS K0061)

○油剤の記載例

検査項目	検査結果	検査（測定）の方法
外観	淡黄色の油状液体 濁り、沈殿は認められない。	平成〇年〇月〇日付け〇農産第〇号生産局長通知及び官能検査による方法
原液安定性	液の分離、沈殿などは認められない。 (2 °C)	昭和 35 年 2 月 3 日農林省告示第 71 号による方法
比重	0.97 (20 °C)	浮きばかり法 (JIS K0061)

○エアゾル剤の記載例

検査項目	検査結果	検査（測定）の方法
外観	淡黄色の油状液体 濁り、沈殿は認められない。	平成〇年〇月〇日付け〇農産第〇号 生産局長通知及び官能検査による方法
火炎長	20 cm	高圧ガス保安法施行令に基づく方法
内圧	4900 hPa (35 °C)	別紙の方法（注2）
噴射ガス漏えいの有無	漏えいは認められない。	水温 53 °C以上 57 °C未満の温水中に 浸せきした。
噴射状態	均一に噴射し、バルブの 閉塞は認められない。	別紙の方法（注2）
危険物の区分	第4類第二石油類	消防法に基づく方法

○マイクロカプセル剤の記載例

検査項目	検査結果	検査（測定）の方法
外観	淡黄色細粒	平成〇年〇月〇日付け〇農産第〇号 生産局長通知及び官能検査による方法
類似の性状の剤型 における項目*		
マイクロカプセルの形状, 平均粒径, 膜厚	球形 10 μm 0.1 μm	顕微鏡を用いて測定する。 " 別紙の方法

\* 製剤の性状が液状であれば液剤の検査項目を、粒状であれば粒剤の検査項目を実施する。

○ペースト剤、塗布剤の記載例

検査項目	検査結果	検査（測定）の方法
外観	淡黄色のペースト。色調の濃 淡、 固形物などは認められない。	平成〇年〇月〇日付け〇農産第〇号 生産局長通知及び官能検査による方法
臭気	無臭	官能検査による方法
稠度	25.0mn (25 °C、5秒間測定)	別紙の方法（注2）
pH	6.5	昭和35年2月3日農林省告示第71号によ る方法

○くん煙剤の記載例

検査項目	検査結果	検査（測定）の方法
外観	類白色発煙性中空円板状	平成〇年〇月〇日付け〇農産第〇号生産局長通知及び官能検査による方法
大きさ	外径 65.3mm, 内径 20.2mm, 高さ 14.5mm	ノギスを用いて測定する。
重量	1 個 75.0 g	
発煙性	250 °Cで発煙する。	加熱板上に試料を置き、3 分間一定温度に保ち、加熱温度を徐々に高め、煙の発生が認められた時の温度を測定する。

○くん煙剤（粉末状）の記載例

検査項目	検査結果	検査（測定）の方法
外観	淡黄色粉末	平成〇年〇月〇日付け〇農産第〇号生産局長通知及び官能検査による方法
粉末度	85.3 %	昭和 35 年 2 月 3 日農林省告示第 71 号による方法
見掛け比重	0.75	同 上
発煙性	容易に着火し、不点火、立ち消え等異状は認められない。	マッチで点火する
発煙時間	65 min	発煙性試験における点火時から発煙終了までの時間を測定する

○くん蒸剤の記載例

検査項目	検査結果	検査（測定）の方法
外観	淡黄色粘稠な液体。 濁り、沈殿は認められない。	平成〇年〇月〇日付け〇農産第〇号生産局長通知及び官能検査による方法
臭気	無臭	官能検査による方法。
比重	1.21 (20 °C)	浮きばかり法 (JIS K0061)
粘度	9.2 mPa·s (20 °C)	別紙の方法（注2）
引火性	なし	ヘンスキー・マルテンス密閉式法 (JIS K2265)
爆発性*	なし	別紙の方法（注2）
蒸発残査	0.01 %	一定量を量りビンにとり成分を蒸発させた後、残査を秤量しこれより算出する。

\* 爆発性が少しでも予想される場合に測定する。

○微量散布用農薬の記載例

検査項目	検査結果	検査（測定）の方法
外観	淡褐色液体 濁り、沈殿は認められない。	平成〇年〇月〇日付け〇農産第〇号生産局長通知及び官能検査による方法。
原液安定性	液の分離、沈殿などは認められない。	昭和35年2月3日農林省告示第71号による方法。
比重	1.12 (25 °C)	別紙の方法（注2）
粘度	8.17 mPa·s (25 °C)	同上

○マシン油乳剤の記載例

検査項目	検査結果	検査（測定）の方法
外観	淡黄色油状液体。濁り、沈殿は認められない。	平成〇年〇月〇日付け〇農産第〇号生産局長通知及び官能検査による方法
希釈液安定性	乳濁液は均一であり、油状物、沈殿などは認められない。	昭和 35 年 2 月 3 日農林省告示第 71 号による方法
比重 (15/4 °C)	0.854	JIS-K-2249
粘度	13.9 (CSt, 40 °C)	JIS-K-2283
流動点	-12.6 (°C)	JIS-K-2269
全酸価	0.01 (mgKOH/g) 以下	JIS-K-2501
アニリン点	100.8 (°C)	JIS-K-2256
非硫酸化度	95 (V/V%)	ASTM-D-483
蒸留性状 (°C 1013.3hPa)		
50% 留出温度	382 (°C)	ASTM-D-1160
10 ~ 90% 留出温度幅	53	同 上
カーポンタイプ	64.6 (%CP)	ASTM-D-2140
pH	6.5	昭和 35 年 2 月 3 日農林省告示第 71 号による方法

○展着剤の記載例

検査項目*	検査結果	検査（測定の）方法
外観	淡黄色粘稠液体 濁り、沈殿は認められない。	平成〇年〇月〇日付け〇農産第〇号生産局長通知及び官能検査による方法
原液安定性	液の分離、沈殿などは認められない。	昭和 35 年 2 月 3 日農林省告示第 71 号による方法
pH	6.5	同 上
比重	0.94 (20 °C)	浮きばかり法
表面張力	10000 倍希釈** 44.3 (20 °C, N/m) 5000 倍希釈 43.1 2500 倍希釈 40.0	別紙の方法（注 2）

\* 必要に応じて希釈液の安定性、起泡性なども追加する。

\*\* 希釈倍率は使用時の濃度を考慮すること。

注：1 各測定値はくり返し 3 回の平均値とする。

2 定められた検査方法以外の方法で実施した場合は、その概要を記載した別紙を添付すること。